

令和3年度住宅リフォーム等支援事業費補助金

補助条件に該当する方がリフォームする場合に最大30万円を補助します。
※事前に申請が必要となり、補助条件等があります。

リフォームする方や工事内容によって①②③のうちから一つを受けることができます。
※予算が無くなり次第終了になります。

<要件工事>

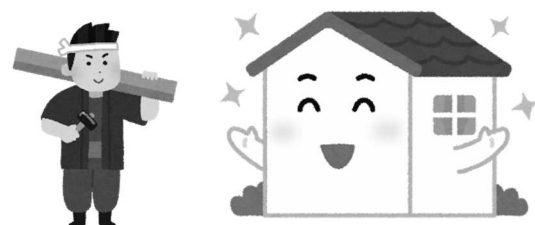
- 新・生活様式対応
- 減災、部分補強
- 寒さ対策、断熱化
- バリアフリー化
- 克雪化
- 県産木材使用

1 住宅リフォーム等支援事業費補助金

・一般型

移住型又は世帯型に該当しない方が対象

補助率20% (上限15万円)



従来の要件工事に加えコロナ感染対策に関するリフォームも対象となりました。

2 移住・定住リフォーム支援事業費補助金 ※先着順

・移住型

平成28年4月1日以降に山形県外から上山市へ移住された方、又は東日本大震災後平成28年3月31日までに岩手県、宮城県もしくは福島県から上山市へ移住(転入)された方

※世帯員に上記の者がいる場合も対象

・世帯型 (①又は②のいずれかの世帯)

①新婚世帯

婚姻した日から5年以内である世帯

②子育て世帯

平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯



補助率30% (上限30万円)

3 一般的なリフォーム工事

補助率5% (上限10万円)

重点枠工事(要件工事)に該当しない一般的なリフォーム工事を行う場合
例) 給湯器交換 屋根・外壁の塗装 フローリング・壁、天井クロスの張替 など

補助対象条件 ※工事内容により下記の他にも条件等があります。

- 市内に住宅を所有し自ら居住する方、または令和4年1月末までに市内の住宅を取得し自ら居住する方。なお、所有者より委任を受けた二親等までの親族が居住する住宅も対象
- 令和4年1月末までに完了報告書を提出できる方
- リフォームを市内業者に発注する方
- 同じ個所の工事での他の補助を受けていない方
- 市税等の滞納のない方
- 工事費用の総額が30万円以上かかる方
- 同一年度でこの補助を受けていない方
- 申請時に工事に着手していない方

その他の住宅関連の補助金

・耐震改修工事(地震あんしん補助)

補助率50% (上限80万円)

耐震診断を受けることが前提となります。診断結果をふまえた耐震設計により、耐震指数0.7以上になる工事を行う場合に補助します。耐震診断には、住宅の構造が分かる図面が必要になります。

・危険ブロック塀除却工事

補助率50% (上限8万円)

公道や公共施設等に面して設置され、市で作成した点検表で危険と判断されたコンクリートブロック塀の除却工事を行う場合に補助します。なお、除却後に新しくブロック塀等を設置する場合は補助対象外です。

お問い合わせ先

上山市 建設課 建築・住宅係

TEL: 023-672-1111

FAX: 023-672-1112

令和3年4月1日から申請を受け付けます。